

日本カトリック大学・短期大学連盟(短期大学部門)

学術研究奨励賞選考規程

(総則)

第1条 本連盟の学術研究奨励賞は、カトリック短期大学に勤務する有為の研究者の研究を奨励し、その向上発展に資することを目的とし、本連盟の事業の一つとして定められたものである。

受賞者の選考は、本規程の定めるところによる。

(選考)

第2条 受賞者の選考は、カトリック短期大学長の推薦(1校につき1件の推薦に限る)に基づき、選考委員会が行い、委員会は選考の結果を日本カトリック大学・短期大学連盟(短期大学部門)副会長(以下「副会長」という。)に報告する。副会長は幹事会に諮り総会の議を経て受賞者を決定する。

(被推薦資格)

第3条 受賞候補者として推薦を受ける資格は、本連盟に加盟する短期大学に引き続き2年以上勤務する准教授、専任講師及び助教とする。但し、既に受賞したことがある者を除く。

2. 共同研究の場合、構成員はすべてカトリック短期大学に勤務する准教授、専任講師及び助教とする。

(選考委員会)

第4条 選考委員会は3名の選考委員で構成し、副会長がこれを任命する。

2. 選考委員の任期は、当該年度において受賞候補者名簿受領のときから、受賞決定時までとする。
3. 委員会は、選考に際し、当該分野における専門家の意見を聞くことができる。

(選考の基準)

第5条 選考は、次の各号の基準によって行うものとする。

1. 当該分野において、高度の学術的又は芸術的水準があり、相当の成果を期待できるもの。
2. 独創的であるもの。

3. 最近2年以内に研究された業績であること。ただし、学位論文・受賞論文・他の懸賞応募論文等を除く(印刷、出版の有無を問わない)。

(報告の方法)

第6条 委員会は、選考の経緯及び結果を書面で副会長に報告する。その際、各研究に対する参考意見と推薦順位を付すものとする。

(受賞者の決定)

第7条 副会長は、選考委員会の報告に基づき、総会の議を経て受賞者を決定する。受賞者は毎年3名 以内とする(共同研究の場合は人数にかかわらず1件とする)。

(受賞)

第8条 受賞者は、学術研究奨励賞として賞状及び副賞30万円を受ける。

- 附 則
- 1 本規定は、昭和57年10月15日より施行する。
 - 2 本規定は、昭和59年5月11日より改訂施行する。
 - 3 本規定は、昭和60年5月14日より改訂施行する。
 - 4 本規定は、昭和61年5月20日より改訂施行する。
 - 5 本規定は、平成4年4月27日より改訂施行する。
 - 6 本規定は、平成6年10月4日より改訂施行する。
 - 7 本規定は、平成19年5月14日より改訂施行する。
 - 8 本規定は、平成29年5月18日より改訂施行する。
 - 9 本規定は、令和3年6月11日より改訂施行する。

【申合せ事項】

1. 第7条の3名枠は、基金積立方針との整合性の中で、弾力的に増枠し得るものとする。
- 2006.4.27
2. 意見聴取依頼者は、2名とする。報酬は交渉によるが、5万円又は3万円(税引後)とする。
- 同上
3. 意見聴取依頼者名は、選考委員会内部資料のみとし、オープンにしない。
- 2007.5.14
4. 第3条の被推薦資格で助教授が応募した場合は、例外的に幹事会で検討する。
- 同上
5. 上記2の意見聴取者の報酬は、3万円～5万円(税引後)に変更する。
- 2008.5.14
6. 被推薦資格者の2年以上勤務は、当該年度末までに2年以上の勤務とする。